

## 平成25年度第3回 箕面市都市景観審議会 議事要旨

1. 日 時：  
平成25年(2013年)11月14日(水) 午前9時30分から午前11時30分
2. 場 所：  
箕面市役所本館3階委員会室
3. 出席者：
  - 1) 箕面市都市景観審議会委員(5名)  
会長 加我 宏之氏  
委員 稲野 清子氏            委員 長尾 隆弘氏  
委員 福田 知弘氏  
委員 池田 順一氏
  - 2) 臨時委員 藤崎 浩治氏(案件1)
  - 3) その他  
市関係者(5名)  
事務局(2名)  
傍聴者(5名)
4. 審議等の内容：  
事務局より委員の過半数の出席(委員9名中5名の出席)を確認し、会議が成立していることを報告した。

### 【案件1】山すそ景観保全地区における建設行為等の審査について(諮問)

市より、山すそ景観保全地区における建設行為について説明を行った後、審議を行った。なお、本案件について、臨時委員として、箕面市都市景観アドバイザーの藤崎浩治氏に出席を求めた。

### <【案件1】の審議内容>

委員：議案書1-2の平面図では4号館の南側に現況樹木としてユリノキが列植されているように見えるが、議案書1-4の鳥瞰イメージでは法肩の桜は見られるが、ユリノキは見られない。写真の撮影時期が古く、ユリノキが撮影後に植えられたということか。その整合を確認したい。

市：議案書 1－4 の鳥瞰イメージでは確かにユリノキが目立たない。ユリノキは落葉樹で、桜の時期には、葉が落ちて目立たないが、確かに植栽されていることを議案書 1－2 で表示している。

会長：現状既にユリノキが 4 号館南側にあるということか。議案書 1－4 では確認し辛いですが、最近植えられたものなのか。

市：ユリノキは落葉樹なので桜の時期に青々と葉が茂ることはない。また、若木から根を這わせていく方がしっかりと育成するため、現状は細いかも知れないが、生育してくると議案書 1－2 のような樹形になっていく。植栽された時期は、4 号館建設時でそう古いものではない。

委員：敷地の南側に桜の木が繋がっているが、新築棟は桜の木を伐採しなければ建てられないのか。

市：新築棟の計画上、南側法面の際まで建築位置がくるため、やむを得ず桜の木を伐採することになるが、現在、駐車場にユリノキが植わっており、新築棟と連続するので、代替樹木としてユリノキを選んだとのことである。

委員：桜 5 本を切り、その代わりにユリノキを 5 本植えることで、量的にはみどりが増えるのは良いのかも知れないが、それについて何かコンセプトはあるのか。新築棟と 4 号館の間、また 3 号館との間の通路が狭いようだが、植えることで動線上問題ないのか。

市：確かに狭いが、動線も含めて最大限検討の上、植樹位置を選んでいただいたと考えている。

会長：3 号館及び 4 号館と新築棟の間の東西の渡りは、屋根などをかけて確保されるのか。

市：その通りである。立面図にも示している。

会長：動線もしっかり考慮された上で、植栽スペースを確保されたということである。

他に意見はないか。これまでの意見をまとめると、都市景観アドバイザーから、現況の緑地の維持保全など、敷地全体の緑化計画についてや新築棟について外壁色の明度を抑え、今後も敷地全体の建築物の色彩についてまとまりがあるように検討いただくことについてアドバイスを受け、検討された結果、現在の建築計画になっている。不適合部分を有する建築物を残しながらの増

築計画であるということで慎重に検討すべきであるが、これについて景観計画における山すそ景観保全地区市街化調整区域の基準に規定される「再度の新築」にはあたらないものの、既存の建築物の不適合部分を増加させない範囲での計画であるということ、本日植栽について確認があったが増築部分については景観への影響が十分考慮された計画となっていることで、都市景観条例第26条のただし書きの適用によって対応できないかという審議である。本案件について諮問原案の通り妥当として答申してよいか。

(異議なし)

会長：諮問原案の通り妥当であるとして答申する。

## 【案件2】彩都栗生地区における景観計画変更等の検討状況について（報告）

市より、彩都栗生地区における景観計画変更等の検討状況の報告を行った後、審議を行った。

### <【案件2】の審議内容>

会長：本案件は、彩都の箕面市域最奥部に位置し、順次まちびらきを行っている中で、一番最後まで残っているところであり、一定の土地利用の方向性が見えてきたので、景観計画等の変更の提案をするものである。対象地は市街地の広い範囲から非常によく見える高台のところである。

一定のボリュームを確保した研究施設の立地が方向性としてある中、建築物の高さの景観シュミレーションの報告をいただいた。高さの検討を都市計画で行ったと言うことだが、高度地区、地区計画のことか。

市：建築物の高さについては、都市計画の高度地区と地区計画の両方で位置づけていく。

会長：高さを22mに制限する中で、長大法面の扱い方、敷地内の緑化、色彩等の意匠など、景観計画の中でどのように盛り込むべきかなどについて、提案、意見はないか。

委員：以前麓の方で働いていた時、どんどん山が削られていくのを見るたび悲しかったが、今では近くに行くと、新しい店舗や住宅が立ち並び、綺麗なまちなみになってきていると感じる。法面の使い方については、難しいかも知れないが、ただ緑地が多いということだけでなく、高木も配置して遠くから見ても、昔の綺麗な箕面の山に少しでも戻らないかと思う。希望であるが、大切な山を崩して綺麗なまちにしていくからには、本当に手本となるようなまち

にするよう市に対してもお願いする。

市：委員からの要望の視点から、これまでの彩都地域のまちづくりの考え方、取り組みを報告する。3年程前であれば本当に心が痛む状況であり、市も同様に認識していたため、UR都市機構に、UR都市機構の持ち分のところに対して、彩都の復元緑化3カ年計画を作成させ、平成23～25年の3カ年で復元緑化、特に法面緑化に努めてきた。樹種選定については、花粉症やアレルギーなど、人体に影響を与えないようなものを選定し、植樹してきた。今年になってくると、法面に関しても、当初の茶色い山から大分緑が返ってきたと思っている。これはUR都市機構の持ち分の所の話だが、今議論しているのは民間地権者の法面についてである。民間地権者の法面についても既に種子吹付等が施されているが、樹木が立っている事はないので、現在市としても区画整理事業者であるUR都市機構と共に民間地権者に対して、法面に樹木を植栽した緑化に努めるよう申し入れ等を行っている。

委員：議案書2-14のところで、景観の検討をする上で遠景の眺望点を設定されているが、どこまでの範囲を考えているのか。他の事例を例に挙げると、世界遺産の広島宮島の鳥居の向こう正面に真っ白な美術館が見えており、景観を害し、非常に残念なことである。そういう事情から考えると、市域外も含めて検討の必要があるのではないか。また、建物のシミュレーションをしているが、工場や研究所のような施設にエレベーター室のような搭屋がよく出てくるが、形状としては美しくないことが多いので、そのような搭屋を考えた高さになっているのか、それは別なのかを考えておく必要がある。最後に、こういうところは非常に天空率が高いので、携帯電話のアンテナなどの工作物を設置する場合の配慮はどうするのか、以上について市の考えを聞きたい。

市：まず、遠景からの眺望点については、現在山すそ景観保全地区について山なみへの景観配慮のため市内数か所を指定している。その内、川合裏川緑地については茨木市とのほぼ境になっている。市外からの眺望については、今は検討していないということになるが、山すそ景観保全地区で大規模な建設行為になると、山すそ景観保全地区の基準で都市景観審議会にかけなければならず、その前段で遠景からの眺望シミュレーションを求めることになっている。その検討時に、市外からの眺めについても指導していけないのではないかと考えている。次に、エレベーター室などの塔屋についてであるが、今回のシミュレーションで建物高さを検討した結果、地区計画と高度地区において22mを採用しようと考えている。これはやはり、本市が一番重要としている山なみ景観への影響との関係で、建物高さが山なみの稜線の3分の1を超えると破壊感があるという見解もあり、それも含めて比較検討すると、建物高さ22mがギリギリである。そのあたりも踏まえて、地区計画で搭屋も含

め、22mを超えるような建物は認めないというルールにしている。それでも単純に塔屋を設置するのは景観的に良くない。その点も大規模な建設行為となれば、都市景観審議会に諮っていく中で対応できると考えている。最後に、アンテナ等の工作物については、彩都以外の所でも、本当にそこにアンテナが必要なのかというところから確認している。必要書類を提出の上検討し、景観上できるだけ影響のない場所に設置するよう誘導している。今回の対象地に関しても同様に、設置位置は適当か、設置する場合は景観上どう見えるのかと、個別に協議していく。

委員：彩都は茨木市にまたがっているが、茨木市と景観上の連携はあるのか。茨木市と整合していないと景観的におかしくならないか。

市：茨木市と箕面市とはまちの成り立ちが異なっており、箕面は山なみ景観を大事にしたまちづくりを進めてきた。建物高さを制限する高度地区や山なみ景観保全地区及び山すそ景観保全地区といった地区指定は箕面市独自で組み立てた制度である。茨木市と箕面市を整合させるというのではなく、それぞれの市が大切にしているものがあるだろうから、お互いが尊重して、それぞれの魅力を高めるまちづくりを進めていくべきであると考えている。

市：補足であるが、大阪府を中心とし、箕面市並びに茨木市や地権者企業も含めて彩都建設推進協議会を設置している。同協議会では茨木市域と箕面市域を含めて彩都を一体的に考えていくといった基本的なコンセプトや、道路等のデザインの統一感ということを検討するためデザイン会議という形で、市域を超えて連動させる取り組みを行っている。統一すべきところは統一し、市としての独自性を守るところは守っていくという形で取り組みを行っている。

会長：確認であるが、今回の対象地は市街地の広い範囲からの眺望可能な立地にあるということ意識し、遠景からの外観意匠に配慮したルールを設けている。更に、大規模建築物の場合には、本審議会や都市景観アドバイザーで遠景からの眺望点での見え方の確認をするということか。

市：事前に何回か市景観アドバイザーの意見、指導を受けながら、最終的に審議会へ意見も伺うことになる。

委員：議案書2-8にかなり高さのあるコンビニエンスストアのポール看板が見えるが、このあたりの看板の高さの規制はあるのか。

市：この看板が設置されている所は、茨木市域となる。本市では、屋外広告物景

観形成誘導基準があり、地区ごとに高さも規定している。

会長：箕面市内では、コンビニエンスストアのポール看板の高さが低いものをよく見かける。こういった広告物も誘導していかないと、高木の上にまで達するようなものも出てくるので重要である。

委員：議案書 2-15 の都市景観形成地区基準に「広告物又は看板は、周辺の環境に調和するように」という一文があるが、具体的に色の制限等はあるのか。

市：ここでは彩都独自のルールを載せており、それとは別に市域全域に共通基準を設けている。その中で大きさや表示内容、色彩まで別途規定している。市域全域の基準及び彩都独自の基準を守るよう個別に指導している。

委員：遠くから見るとのっぺりとした法面があるという印象である。山を歩くと急斜面でも高木が立っている。景観計画の植栽（緑化）の制限の案には、法面に対し、中低木を中心に植えることとなっているが、高木は技術的に植えられないのか。または、コストの問題か。

市：今回の対象地でないところの法面は、高木の苗木を植えているところがある。彩都の法面特性で、岩盤であるところがあり、岩盤では苗が根を張らず育たないので、種子吹付で緑を増やしていくということしかできない。岩盤でも木を植えられるような研究もされているが、実用化に至っていない。今回井対象地である施設導入地区の法面に関しては、今はまだ吹付がされているだけの状態であるが、将来的には立木を植えてもらうよう協議している。

会長：今回の対象地にある。長大法面の勾配は 1 : 1.8 ぐらいか。

市：その通りである。

会長：法面の勾配が 1 : 3 ぐらいであると高木が植えられる。斜面の安定度を保つために、大きな木を植えるのは難しい。山に行くともっと急斜面に高木が沢山植わっているのを見るが、長い年月をかけて種から育ってきたものである。本来であれば、高木植栽を言いたいのが、土質が岩盤であるとか、法面の勾配がきついなどの状況があるため、今後の復元緑化の技術の進歩を見据えながら、まずは中低木から取り組んでいくということである。

委員：中低木はどのような樹種を選択するのか。

市：郷土種を中心に植えていく。

委員：岩盤の上に強い木と言え、松が思い当たる。自然に生えるものは別として、管理上や資産上から難しいのか。検討していただければと思う。

会長：法面にいくつかの小段を設け、水をある一定止める工夫をし、緑化に取り組むことになる。赤松、コナラ、クヌギなどが中心となる。箕面でも松やナラ枯れの問題が出ている。どんな樹種をいれたら良いかについては難しいが、成長させ、次の段階で樹種転換させるなども含め、長期的にかかわり、緑化復元に取り組むことになる。

他に意見等なければ、本案件についての報告内容の審議を終えたいと思う。今後、本日の内容を踏まえて手続きを進めていく事でよいか。

(異議なし)

会長：当報告案件について、今回説明があった方向性で手続きを進めていくこととする。

以 上